様式１

令和８年度「学校いじめ防止基本方針」

学校番号

５７

学　校　名	福岡県立武蔵台高等学校
課程又は教育部門	全日制課程

１　本校におけるいじめ防止等のための目標

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（「いじめ防止対策推進法第２条」）

この定義に基づき、「いじめの問題への対応は学校における最重要課題の一つであり、一人の教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸となって組織的に対応することが必要である。また、関係機関や地域の力も積極的に取り込むことが必要であり、これまでも、国や各地域、学校において、様々な取組が行われてきた。しかしながら、未だ、いじめを背景として、児童生徒の生命や心身に重大な危険が生じる事案が発生している。大人社会のパワーハラスメントやセクシュアルハラスメントなどといった社会問題も、いじめと同じ地平で起こる。いじめの問題への対応力は、我が国の教育力と国民の成熟度の指標であり、子供が接するメディアやインターネットを含め、他人の弱みを笑いものにしたり、暴力を肯定していると受け取られる。」（文部科学省「いじめの防止等のための基本的な方針」より抜粋）

本校では、いじめをはじめ、あらゆる暴力、SNS やインターネットによる人権侵害等を許さない心の教育を行い、安全・安心な学校作りを推進する。

２　いじめの未然防止（未然防止のための取組等）

生徒の豊かな情操と道徳心を養い、心の通う人間関係を構築することがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動（天拝山登山・天拝小学校合同挨拶運動・天拝小学校サマースクール・異校種間交流等）の充実を図ることで、生徒の豊かな情操と道徳心を養い、心の通う人間関係の構築に資する。また、生徒と教員との確かな信頼関係を構築し、学校の満足度を高めることに努める。一方で、いじめ問題を法教育の観点から取り上げる機会を設け、日頃から責任ある行動がとれるよう自覚を促す。なお、職員に対しては、生徒の状況や本校におけるいじめと疑われる事象のケーススタディ等を踏まえて、学校基本方針を全ての教職員に周知させ、いじめ問題の早期発見・早期対策を図るために、年に２回の校内研修を行う。この研修をとおして本基本方針を周知するとともに、発達障がいや性同一性障がい等、きめ細かな対応が必要な生徒についても、正しい理解の促進を図る。なお、その際、スクールカウンセラー等専門家の知見を積極的に有効活用する。また、部活動においては部活動顧問による部室の管理を徹底するなど、良好な人間関係の構築に努める。

３　いじめの早期発見（いじめの兆候を見逃さない・見過ごさないための取組等）

（１）基本的考え方

いじめの早期発見には、全ての教職員が「どの生徒でもどの学校でも起こり得る」という認識の下、生徒の小さな変化に気付く力を高めることが必要である。

日頃から生徒観察を徹底し、声かけ等を欠かさないように心掛け、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から適切に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要である。

（２）いじめの早期発見のための措置

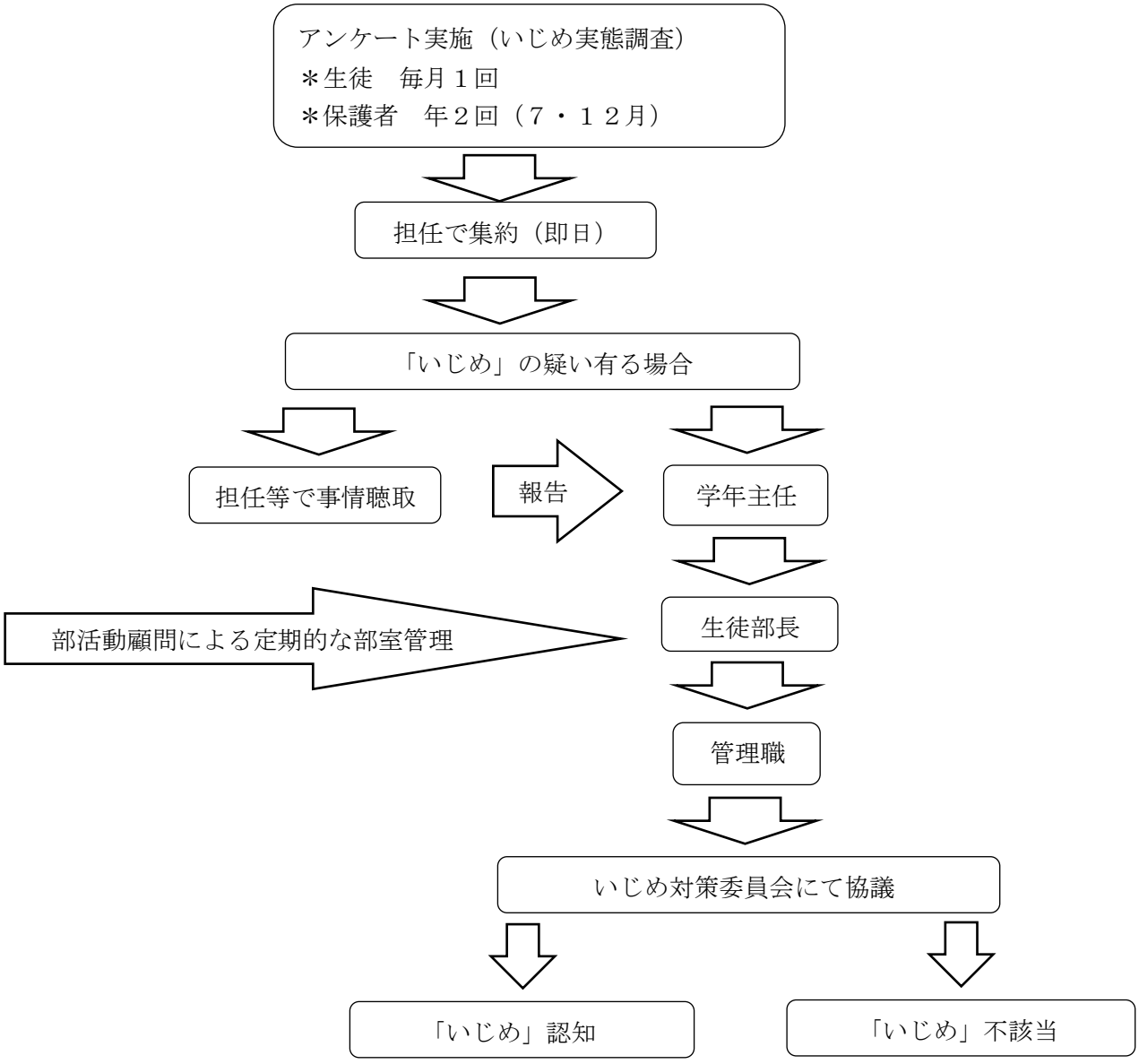

＊いじめ対策委員会協議後の流れ
・生徒支援委員会、生徒指導課会等を設定し、事後指導計画を策定する。
・アンケートや事情聴取の結果を、学年集会や個人面談、個人指導等の事後指導に活かす。

４　いじめに対する措置（発見したいじめに対する対処（ネット上のいじめを含む））

（１）基本的考え方

①いじめの認知は、特定の教員のみによることなく、いじめ防止対策推進法第２２条のいじめ対策委員会（外部有識者を含む）を活用して行う。いじめ（疑いのある事案も含む）を発見、または通報・相談を受けた教職員は、関係部署に必ず報告し、学年及び学校全体での組織的な対応をとる。学年や関係職員を中心に聴き取りを行い、組織として指導方針・指導体制を決定し、その役割に基づき、いじめ解決に向けた指導・支援・対応を行っていく。

②いじめは、けんかやふざけ合い、親しい者同士のいじり等であっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査も行い、生徒の感じる被害性に着目していじめに該当するか否かを判断するものとする。

③いじめの発見・通報を受けた場合、直ちに、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し、いじめたとされる生徒に対して事情を確認した上で、教育的配慮の下、毅然とした態度で組織的な対応を行う。

④生徒の中には、心理的または物理的な影響があると思われる行為を受けているにもかかわらず、心身の苦痛を感じない者や、心身の苦痛を感じていても周囲の反応を恐れて、表出できない者がいることを配慮し、学校は生徒観察を徹底し、個々の生徒の理解に努め、様々な変化をとらえて適切に対応していく。

⑤インターネットやＳＮＳ等を利用したいじめは、その匿名性の高さ故に発見が遅れがちであり、更には思わぬ拡散を招いてしまうため、被害者等に深刻な苦痛を与えかねない行為であり、重大な人権侵害に当たることを理解させる取組を徹底する。

（２）いじめの発見・通報を受けたときの対応

①いじめの疑いのある事案を把握した段階で、管理職から県教育委員会へ第一報を行う。

②いじめに係る相談を受けた場合は、速やかに事実関係の把握に努める。

③職員は一人で抱え込まず、速やかに学年主任や生徒部長に報告し、いじめ対策委員会においてその他の関係者、および全職員で情報を共有する。その後は当該組織が中心となり、関係生徒から事情を聴き取る等、いじめの事実の有無を迅速に確認する。

④いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するため、被害生徒・加害生徒の保護者への連絡については家庭訪問等により直接会って丁寧に行う。

⑤部活動においていじめを発見または通報を受けた場合は、速やかに学年主任や生徒部長に報告し、いじめ対策委員会においてその他の関係者とも情報を共有する。その後は当該組織が中心となり、関係生徒から事情を聴き取る等、いじめの事実の有無を迅速に確認する。

⑥部活動指導員、非常勤講師等が⑤の内容に関係する場合は、当該組織に加わり情報共有を行うこととする。

（３）いじめられた生徒又はその保護者への支援

①いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保するため、いじめた生徒を一定期間、別室において指導する等、特別指導を活用して、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保する。また、親しい友人や教職員など、いじめられた生徒にとって信頼できる人と連携し、寄り添い支える体制をつくる。

②保護者には、いじめられた生徒を徹底して守り通すことや秘密を厳守する旨を伝え、不安を取り除くよう努める。

③状況に応じていじめられた生徒及びその保護者に対してスクールカウンセラーによる面談の実施、専門医への受診を進める等、メンタルケアを継続的に行う。

（４）いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

①いじめた生徒への指導に際しては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。また、必要に応じて別室において指導したり、特別指導を活用したりして、いじめた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保する。必要に応じてスクールカウンセラーや所轄警察署等とも連携して対応する。

②いじめた生徒の保護者に対しては、家庭訪問等により迅速に事実関係を伝えるとともに、今後の指導方法、学校との連携について話し合い、協力を仰ぐ。

（５）いじめが起きた集団への働きかけ

①いじめの傍観、あるいは、同調していた生徒（ＳＮＳ等で不用意に拡散した生徒も含む）に対しても、自分の問題として捉えさせる。そのため、まず、いじめに関わった生徒に対しては、正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた生徒の立場になって、その辛さや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を高めることを通じて、行動の変容につなげる。

また、同調したりはやし立てたりする「観衆」や見て見ぬふりをする「傍観者」として行動した生徒に対しても、そうした行為がいじめを受けている生徒にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させる。

「観衆」や「傍観者」の生徒には、自分も被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられるが、誰かに知らせる勇気を持つよう伝え、「いじめを見聞きしたら、必ず教師に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを徹底して理解させる。

②いじめが起きた集団だけの問題とせず、学校全体の問題として解決を図っていく。全ての生徒が互いを尊重し認め合う集団づくりを進めるため、担任が中心となって生徒一人ひとりが大切な存在であることを認識してクラス運営を行う。

また、生徒が他者と関わる中で、自らの良さを発揮しながら学校生活を安心して送ることができるよう努める。

さらには、体育祭や文化祭、天拝山登山等の学校行事を、生徒が人間関係づくりを学ぶ絶好の機会と捉え、生徒が意見の異なる他者とも良好な人間関係を作っていくことができるよう適切に支援する。

（６）ネット上のいじめへの対応

①ネット上の不適切な書き込み等があった場合、学校の対応として、まず問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、いじめ対策委員会において対応を協議し、関係生徒からの聞き取り等の調査、生徒が被害にあった場合の心のケア等必要な措置を講ずる。学校単独で対応することが困難であると判断した場合には、県教育委員会と協議しながら対応するとともに、必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を求める。生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがある場合は直ちに所轄警察署に通報する。

②情報モラル教育を推進するため、教科「情報」において、「情報の受け手」として必要な基本的技能の学習や「情報の発信者」として必要な知識・能力を学習する機会を設ける。

（７）いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消と見なすことはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の２つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案していじめ対策委員会での協議において校長が判断するものとする。

①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも３か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

「いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。」（文部科学省「いじめの防止等のための基本的な方針」より抜粋）

５　重大事態への対処（いじめ防止対策推進法・第２８条関係）

重大事態とは、次に掲げる場合をいう。

１　いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

２　いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

○「いじめにより」とは、上記１、２に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることをいう。

○「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。

・ 児童生徒が自殺を企図した場合　　・ 身体に重大な傷害を負った場合
・ 金品等に重大な被害を被った場合　・ 精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定される。

○「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間３０日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、迅速に調査に着手することが必要である。

※「いじめ防止対策推進法第２８条」、「いじめの防止等のための基本的な方針」から抜粋

（１）重大事態の発生と調査

①重大事態とは、いじめを受けた生徒が「自殺を企図、身体に重大な被害、金品等に重大な被害、精神性の疾患を発生」または、「相当の期間欠席を余儀なくされている疑いがある場合（年間３０日を目安とする）」とする。これらの事態が発生した場合、即座に県教育委員会を通じて県知事への報告を行う。

②重大事態が発生した場合、「いつ（いつ頃から）」「誰から（誰達から）」「どのような態様であったか」を明確にする調査を行うことで、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したか、などの事実関係を明らかにし、学校が事実と向き合うことで、当該事態の対処や同種の事態の発生防止を図る。

（２）調査結果の提供及び報告

①調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を積極的かつ適時、適切な方法で提供する。

②調査結果については、同種の事態防止策を作成し、上記保護者の調査結果に対する所見を添付し、県教育委員会を通じて県知事に報告する。

６　いじめの防止等の対策のための組織

（１）組織の名称

いじめ対策委員会（２２条）　　重大事態調査委員会（２８条）

（２）いじめ防止対策推進法・第２２条に係る組織の役割と機能

①学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての機能を持つ。

②いじめの相談・通報の窓口としての役割を担う。

③いじめの疑いに関するもの、および生徒の問題行動に係る情報の収集、記録、共有化を図る役割を担う。

④いじめの疑いに関する情報があった時は即時に緊急会議を開き、情報の迅速な共有、関係生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定、及び保護者の対応・連携等を組織的に実施するための役割を担う。

⑤学校基本方針等について地域や保護者の理解を得ることで、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭との緊密な連携協力を図る役割を担う。

（３）いじめ防止対策推進法・第２８条【重大事態】に係る調査のための組織の役割と機能

①重大事態に係る事実確認を明確にするための調査を行う。調査にあたっては、対策組織に第三者の参加を図る。

②重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から（誰達から）行われ、どのような態様であったか、学校・教職員がどのように対応したか等の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすること。なお、その際、因果関係の特定を急ぐのではなく、客観的な事実確認を速やかに調査することに留意する。

③調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対処や同様の事態の発生防止を図ることを目的とする。

７　学校評価

（１）いじめを隠ぺいせず、いじめの実態把握及びいじめ問題に適正に対処するため、次の４点を学校評価の項目とし、本校の取組を評価する。

①学校いじめ対策基本方針を職員に周知徹底するために、研修会を年に２回行う。

②いじめの早期発見とその実態把握のために、毎月いじめアンケートを実施する。

③生徒を見守る機会を増やすために、適宜、校内巡回等を行う。

④不登校生徒の実態を把握するために、原則として毎週情報交換を行う。

（２）本基本方針を本校のホームページに公開する。